

公益社団法人大阪府看護協会 入退会及び会費に関する規程

(令和5年7月14日改正)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府看護協会（以下「本会」という。）定款細則第2条、第3条、第5条の規定に基づき、本会の正会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関して、必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 次の各号の一に該当する者は、入会金20,000円を納入するものとする。

- (1) 本会へ初めて入会する者
- (2) 本会への入会歴があるが、入会金を納入したことがない者（本会に納入した「会館建設基金」及び「会館運営協力金」の合計額が24,000円以上の者を除く。）

(会費)

第3条 正会員は会費（年額）5,000円を納入するものとする。ただし、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）の会費と共に納入するものとする。

- 2 年度の中途中に入会した正会員の当該年度の会費は年額の全額とする。
- 3 定款第12条第4号の規定により会員資格を喪失した場合は、当該会員から資格喪失の理由となった未納会費を徴収しないものとする。

(入会申込み)

第4条 本会の正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、前2条の入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 前項の申込みは、隨時受け付けるものとする。

(継続手続)

第5条 正会員である者は、本会の指定する日までに、翌年度分の会費（年額）を納入し、継続の手続を行うものとする。

(会員情報変更手続)

第6条 正会員は、会員情報に変更が生じた場合は、速やかに次の各号の一の方法で変更手続きを行うものとする。

- (1) 会員情報変更届を日本看護協会に提出する
- (2) キャリナースで登録情報を変更する

(正会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第7条 正会員は、会員の種別毎に、本会が管理する正会員名簿に登録するものとする。
- 2 正会員は、正会員名簿に記載した記載事項に変更があった場合、遅滞なく会員情報変更の届け出をしなければならない。
- 3 正会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

(退会事由及び手続)

- 第8条 正会員は、所定の退会届を本会に提出することにより、任意に本会を退会することができる。
- 2 定款第12条の規定により会員の資格を喪失した場合、並びに定款第11条の規定により会員を除名された場合は、退会と同じく正会員名簿の登録を抹消する。
- 3 正会員は、資格喪失後及び除名後は、正会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

- 第9条 定款第12条の規定により会員資格を喪失した者及び定款第11条の規定により除名された者が再入会を希望する場合には、改めて第4条により入会を申込むものとする。
- 2 除名により会員資格を喪失した者については、資格喪失後 3 年間、再入会を認めないものとする。

(入会金の使途)

- 第10条 正会員から納入された入会金は、その 20%以上を本会の公益目的事業に充当するものとする。

(入会金及び会費の不返還)

- 第11条 正会員が次の各号の一に該当し、会員の資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しないものとする。
- (1) 定款第10条の規定により任意に退会した場合
(2) 定款第11条の規定により除名された場合
(3) 定款第12条の規定により資格喪失した場合
- 2 正会員が 3 月末日までに次の各号の一に該当する場合はその事業年度中に翌年度分として前納した入会金及び会費については返還するものとする。
- (1) 第8条第1項の規定に定める退会届を本会が受理した場合
(2) 前項第2号もしくは第3号の場合

1 - 2

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会員情報管理体制の運用に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成25年9月13日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月8日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月14日から施行する。